

平成 30 年度

## 行政監査結果報告書

市立小・中学校における児童生徒等の安全確保対策について

松山市監査委員



松 監 第 68 号  
平成 31 年 4 月 22 日

様

松山市監査委員 原 田 光 雄

同 飯 尾 隆 哉

同 本 田 精 志

同 上 田 貞 人

## 行政監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。



## 目 次

I 監査のテーマ	1
II 監査の目的	1
III 監査の対象	1
IV 監査の範囲	1
V 監査の期間	1
VI 監査の方法	1
VII 監査の結果	1
1 学校施設の管理運営、安全性について	2
2 危機管理について	8
3 学校給食について	11
要望事項	15
むすび	16



# 行政監査結果報告

## I. 監査のテーマ

市立小・中学校における児童生徒等の安全確保対策について

## II. 監査の目的

学校において、児童生徒等が安全で安心な環境で学校生活を送れるよう、安全の確保が保障されなければならない。しかし、6月の大阪北部地震で、小学校のブロック塀が倒壊し、女兒が犠牲となる事故が発生、また、近年、不審者侵入による児童生徒等や教職員の安全を脅かす事件や登下校中の事故等が発生している。

そこで、学校保健安全法の学校安全に基づき、小・中学校における、学校施設の管理運営、安全性、防犯対策をはじめとする危機管理等が適正かつ効果的に行われているかについて、調査、検証を行い、学校における児童生徒等の安全確保の向上に資することを目的として監査を実施するものである。

## III. 監査の対象

教育委員会事務局 学校教育課、学習施設課、保健体育課  
市立小・中学校のうち12校を調査票依頼、2校を現地調査  
学校給食共同調理場のうち1か所を現地調査

## IV. 監査の範囲

教育委員会が平成29、30年度に実施した小・中学校における児童生徒等の安全確保対策事業。なお、必要に応じてそれ以前の年度に実施した事業、その他、関連する事務事業についても監査対象とする。

## V. 監査の期間

平成30年10月30日から平成31年3月11日まで

## VI. 監査の方法

監査の実施に当たっては、実施状況等を確認するため、関係課等に対し関係書類の提出を、監査対象校に調査票の提出を求め、調査し、また、関係職員からの事情聴取等を実施し、安全対策の取組状況について監査する。

さらに、安全対策に関して今後どのような課題があるかについて調査する。

## VII. 監査の結果

次のとおりである。

## 1 学校施設の管理運営、安全性について

### (1) 学校安全計画について

#### 1) 学校保健安全法の施行

学校において、児童生徒等が安全で安心な環境で学校生活を送れるよう、事件、事故、災害等に対し、児童生徒等の安全の確保が保障されなければならない。

しかしながら、学校に不審者が侵入し児童生徒等や教職員を脅かす事件や通学路で児童生徒等に危害が加えられる事件、交通事故などの発生、さらには地震、台風などの自然災害の発生も懸念されることから、国において、平成 21 年 4 月に「学校保健法」が改正され、名称が「学校保健安全法」(以下「法」という。)に改められた。学校安全について、学校における学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領の作成、地域等の関係機関との連携など、取り組むべき事項が定められた。

また、各学校において安全に係る取組が確実に実施されるよう、地方公共団体の責務、学校設置者の責務について明記されており、財政上の措置を含め、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備の充実、その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

#### 2) 学校安全の推進に関する計画

法の改正により、追加された法第 3 条第 2 項「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。」に基づき、平成 24 年 4 月に「学校安全の推進に関する計画」(以下「第 1 次計画」という。)が策定された。第 1 次計画の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間とし、学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策が示された。

特に、平成 23 年 3 月の東日本大震災の教訓を踏まえ、津波や防災に関する徹底した教育により、学校安全に係る取組を推進するとともに、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することが重視され、学校教育活動全体を通じた実践的な安全教育と、自然災害による被害を防ぐために、地域の特性を踏まえた学校施設の整備や防災マニュアルの整備等の対策が推進された。

その後、平成 29 年度に、これまでの第 1 次計画を踏まえ、「第 2 次学校安全の推進に関する計画」(以下「第 2 次計画」という。)において、今後における学校安全の推進の方向性や方策を明らかにし、成果や課題、情勢の変化等の検証を行うものとして策定された。

第 2 次計画では、学校安全を推進するため組織的取組の方策を示しており、主なものは次のとおりである。

- ①学校における人的体制の整備
- ②学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底
- ③学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

他に安全に関する教育の充実、学校の施設及び設備の整備の充実などについても示されている。

#### 3) 学校安全計画の策定について

法第 27 条に「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定されている。

また、「学校保健安全法施行規則」第 28 条に「法第 27 条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。」と点検の回数を規定している。

これにより、学校においては、学校安全計画を策定し、毎学期 1 回以上の安全点検を行うことが義務化されている。

#### 4) 学校安全計画の策定及び実施状況

学校安全計画の策定及び実施状況について、小学校 8 校、中学校 4 校（以下「調査校」という。）を抽出し、調査票の提出を求め調査を行った。調査項目は、次のとおりである。

- ①学校安全計画の策定
- ②計画により施設、設備の安全点検の実施
- ③毎学期 1 回以上安全点検の実施
- ④児童生徒等に対する安全に関する指導の実施
- ⑤職員の研修の実施

調査の結果、学校安全計画の策定について、全ての調査校において策定されており、主な学校行事、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項の他、これらを円滑に進めていくための学校活動に関する組織活動等、月単位で示されており、年間を通した学校行事に関連させ、実施内容や時期等を計画し、策定している。

具体的な内容は、学校安全計画の安全教育に関する事項では、4 月に通学路の安全確認、安全な登下校の指導、6 月に安全なプールの利用など時期に合わせた指導を計画している。

安全管理に関する事項では、諸設備の点検・整備、通学路の点検、防災設備の点検・整備など様々な点検を計画している。

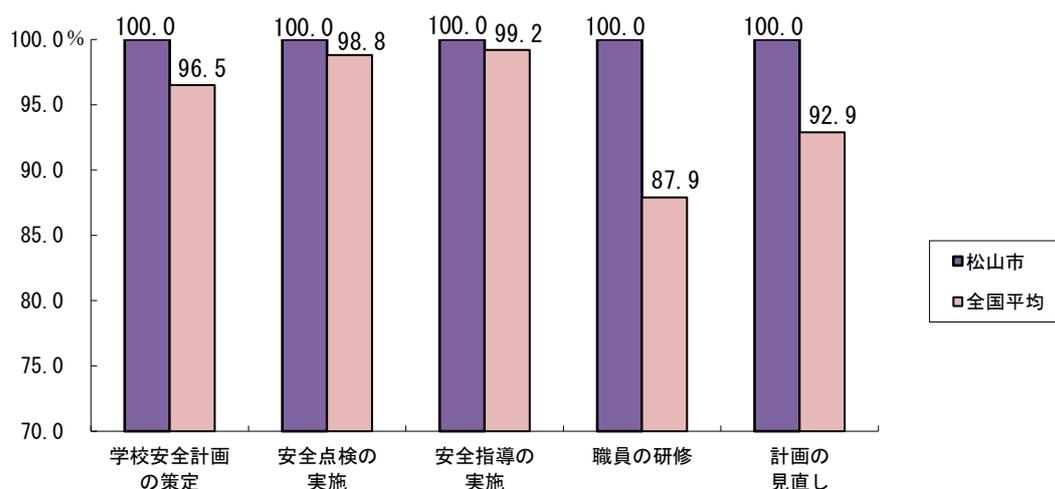
学校活動に関する組織活動では、登下校指導、見守り活動などの他に危機対応・事故対応の研修等を計画している。

学校安全計画の見直しについて、教職員の研修内容を充実させ、避難訓練や引き渡し訓練の実施方法について、実施後の反省点を踏まえ内容を見直している。

なお、教育委員会では、毎年、各学校に対して学校安全計画の提出を求め、内容の確認を行っている。

今後、学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであるため、従来想定されなかった新たな安全上の課題に対し、各学校の実情に合わせ、柔軟に見直しを行っていく必要があると考えられる。

## 学校安全計画の策定状況



- 注) 1. 全国平均は、文部科学省の学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（平成 27 年度実績）の割合による。  
 2. 松山市は、調査校（12 校）の割合である。

## (2) 通学路の安全性について

### 1) 通学路の安全対策の取組

平成 24 年、全国で通学中の交通事故が相次いで発生したため、文部科学省・国土交通省・警察庁の連名で、通学路の安全点検及び安全対策の取組を行うよう通知があった。これを受け、同年夏休み期間中に各市立小学校から報告があった個所のうち対策が必要と考えられる 290 個所に対し、教育委員会、警察署、道路管理者、学校関係者、保護者、地域の方など関係者が、緊急合同点検を実施し、現地で協議の上、必要な対策を講じてきた。

これらの取組を継続し、さらに計画的・継続的な取組を進めていくために「松山市通学路交通安全プログラム」を策定（平成 27 年 4 月）し、警察や道路管理者などの関係機関と連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に努めている。

さらに、平成 29 年度に平成 24 年に実施した緊急合同点検から 5 年が経過することから、通学路の環境が変化していることなどを踏まえ、児童の安全確保・通学路の安全性向上のため、全小学校を対象に通学路の合同点検を実施した。

平成 29 年度の合同点検における対策状況は次のとおりである。

#### 進捗状況

区 分	要対策個所	対策完了個所	対策予定個所
H29 合同点検	263 個所	119 個所	144 個所
H24 合同点検からの継続	6 個所	0 個所	6 個所
計	269 個所	119 個所	150 個所

- 注) 1. 平成 30 年 5 月末現在  
 2. 市ホームページより。

### 通学路の状況と対策（一部抜粋）

状 況	対 策	担当機関
車や自転車の通行が多く、車が停車して通行の妨げになる。 外側線が薄くなっている。	外側線を引き直した。	道路管理課
道幅が狭いため、車と接触する危険がある。	外側線を引き直した。	道路管理課
見通しの悪い交差点で、車や自転車の交通量が多く危険である。	止まれを引き直し、停止線を前に移設、「30」規制の路面標示を設置した。	東警察署
車の出入りが多く、注意が必要である。	外側線を引き直し、交差点マークと横断歩道標識を設置した。	東警察署 道路管理課
スピードを出して走る車が多く、横断する際に注意が必要である。	減速マーク・ドット線・横断旗を設置した。	道路管理課 地元
道路が狭く見通しが悪い交差点で、カーブミラーはあるが見えにくい。	カーブミラーの位置を調整した。	道路管理課
道幅が狭く、また、水路があり転落する危険がある。	外側線とデリネーターを設置した。	道路管理課
狭い道路をバイクが通るため危険である。	バイクの進入を抑制するため、進入口にラバーポールを設置した。	道路管理課

## 2) 地域の支援体制

学校における通学路の安全対策について、通学時の地域の見守り体制等を確認したところ、全ての調査校において実施されていた。

小学校では、交通安全協会・地域ボランティアの見守り、保護者やPTAによる旗当番などを決め通学路の見守りを実施、下校時に子どもたちに付き添って帰る「子ども見守り隊」を実施している学校が見られた。

## (3) 学校における熱中症対策について

### 1) 国の指導

気候変動や地球温暖化による影響により、日常生活において熱中症の発症が増加しており、学校の管理下においても増加傾向にある。

このような状況下、国の指導として、平成30年4月にスポーツ庁から「学校における体育活動中の事故防止について」の通達があり、体が暑さに慣れていないため熱中症が発症しやすい時期になるので、水分補給を積極的に行うなど適切な対応を求めている。

また、文部科学省初等中等教育局からは、5月に「熱中症事故の防止について」の通達があり、必要に応じ水分や塩分の補給ができる環境を整えることや熱中症の疑いがある場合は、病院への搬送など適切な処置を行うことを求めている。また、環境省の熱中症予防情報サイト等の活用を促している。

今年度は、特に7月下旬にかけて気温の高い状態が長く続いたことや児童が校外学習後に熱中症によって死亡するという事故が発生したことにより、「熱中症事故の防止について」の通達が複数回あり、万全の対策を講ずるよう求めている。

また、熱中症が増加する7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、国民や関係機関への

周知等を強化して、熱中症の発症を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進している。

## 2) 教育委員会の指導

教育委員会は、国の通達を愛媛県教育委員会から受け、5月に2回、7月に4回、各小中学校に通知し、安全管理の徹底を図るよう指導している。これらの国等の通達の他に、特に7月は記録的な高温が続くこと、熱中症による児童の死亡事故の発生及び長期休みに入ることなどから、教職員及び児童生徒等に対して、事故防止に向けて安全指導の徹底を図るよう通知し、指導している。主な通知内容は、次のとおりである。

- 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直しなど柔軟に対応を検討すること。
- 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。
- 学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生していることに留意すること。

熱中症を発症した場合は、学校に対して月毎の件数と救急搬送等があった場合は、その都度、発症時の状況等について報告を求め把握している。

## 3) 学校における熱中症対策

学校は、熱中症について、教育委員会等の通知を受け、活動に伴う水分補給や休憩の取り方など適切な対応に努めている。

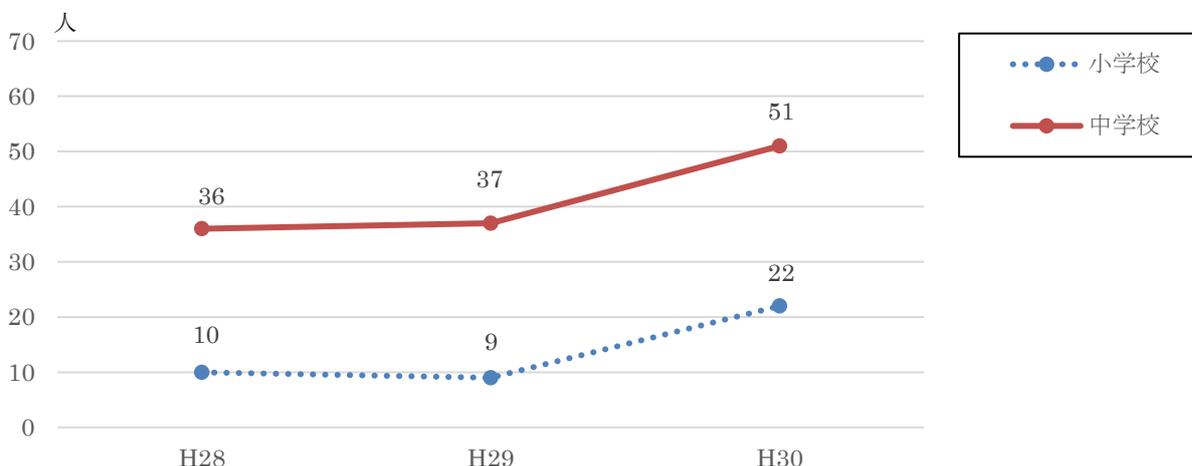
設備面では、快適な環境で学校生活を送れるよう、今年度、全小中学校にエアコンの整備が完了した。

また、体育館には、全小中学校に危険度を表示する壁掛け型の熱中症計を設置し、休息や水分補給の目安として活用している他、体温を下げるため、ミストシャワー装置を屋外に設置するなど予防に努めている。

#### 4) 発症状況

小中学校において、熱中症と診断された児童生徒数の推移を見ると、小学校、中学校ともに増加傾向にある。平成30年度は、平成29年度と比較すると特に増加しており、発症人数が小学校に比べ中学校が多いのは、部活動中によるものである。

熱中症と診断された児童生徒数の推移



熱中症と診断された児童生徒数は、平成30年度では、4月から9月までに、小学校22人、中学校51人、計73人となっている。この中で救急搬送があったのは、6月に小学校で1件、7月に中学校で3件、8月に中学校で3件、9月に中学校で1件あり、計8件となる。そのうち女子児童生徒が5人、男子生徒が3人である。

8月、9月の熱中症の発症の状況について、8月は、長期休暇中のため、小学校では水泳指導時に1件、中学校では部活動中が16件、ボランティア活動中が1件となっており、部活動では、大半が室外の運動部であるが、室内や運動部以外での発症も見られた。9月は、小学校では帰宅後と体育授業中の2件、中学校では体育大会の練習中や当日が6件、帰宅後が1件、体育館でのリハーサル中が1件となっている。

各学校において、今後も地球温暖化の影響等により熱中症の増加が懸念されるため、より一層の熱中症対策に取り組み、発症後は適切な対応を望むものである。

熱中症と診断された児童生徒数の月別状況

(単位：件・人)

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	合計
H28	小学校	0	1	1	5	1	2	10	46
	中学校	2	1	5	18	7	3	36	
H29	小学校	0	3	1	4	0	1	9	46
	中学校	1	2	2	18	12	2	37	
H30	小学校	0	3	2 (救急1)	14	1	2	22	73
	中学校	0	1	4	21 (救急3)	17 (救急3)	8 (救急1)	51	

注) ( ) は内数

## 2 危機管理について

### (1) 危険発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成について

#### 1) 国の指導

学校における児童生徒等の安全の確保を図るため、法第 29 条及び第 30 条において、各学校に危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）の作成を義務付けるとともに地域の関係機関との連携に努めることとしている。

文部科学省では、様々な災害や事故に対応するため、教育委員会を通じて各学校に次のように依頼や指示等を適時、行っている。

- 平成 14 年 12 月「学校への不審者等の危機管理マニュアル」を作成し、危機管理マニュアル作成の参考資料とするよう指示
- 平成 19 年 11 月「学校の危機管理マニュアル～子供を犯罪から守るために～」を作成し、登下校時の犯罪被害への対応を追記
- 平成 24 年 3 月「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を作成し、東日本大震災の教訓を踏まえ、各学校の実態に応じた危機管理マニュアルの作成と必要に応じた見直しに取り組むよう依頼
- 平成 30 年 2 月「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（以下「手引」という。）を作成し、更なる見直しを指導

手引では、近年の学校や児童生徒等を取り巻く様々な安全上の課題や、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月）、第 2 次計画等を踏まえ、様々な事故や場面等に応じて、基本的な対応方法や留意点等が示された。手引における主な留意点は次のとおりである。

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時の対処方法を検討する。
- 事前・発生時・事後の三段階の危険管理を想定して危機管理マニュアルを作成し安全管理と安全教育の両面から取組を行うこと。
- 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図ること。
- 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行うこと。
- 作成した危機管理マニュアルは、訓練等を基に検証し、実際に機能するかどうか、専門家からの指導・助言等も踏まえ、定期的に見直し・改善を行うこと。

各学校において、留意点を参考に、手引を活用して危機管理マニュアルの作成・見直しを行うなど学校安全に関する更なる取組を推進するよう指導している。

#### 2) 教育委員会の役割

教育委員会は、各学校に非常変災規程である学校安全計画の他、危機管理マニュアル等を併せて、提出を求めている。

危機管理マニュアルに、①火災発生時 ②地震発生時 ③学校安全に関する組織活動 ④不審者侵入時 ⑤学校管理下の事故発生時（水泳等を含む）⑥学校管理下外の事故発生時（交通事故等）⑦給食安全（異物混入時）⑧大気汚染発生時 ⑨落雷が予見される時等の対処要領 ⑩学校施設利用計画 ⑪学校の B C P（事業継続計画） ⑫弾道ミサイル発射に係る対応の項目が含まれているか、また、県から示された危機管理マニュアルのチェックポイントに基づき確認を行い、各学校に危機管理に関する指導・助言を行っている。

学校が対応を検討すべき安全上の課題は、学校だけで取り組むことは困難なことから、

教育委員会は、各学校の危機管理体制や安全確保の体制等について、定期的の実態を把握し、指導・助言を行い、事故等発生時に迅速・的確に対応できるよう、教育委員会内の危機管理、関係機関との連携、家庭・地域との連携・協同、情報収集・提供の体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保証する責務がある。

また、緊急時に迅速に対応するためには、学校の避難訓練等に合わせ、教育委員会としても訓練を積み重ねておくことも大切であることから、連携した避難訓練等の実施を望むものである。

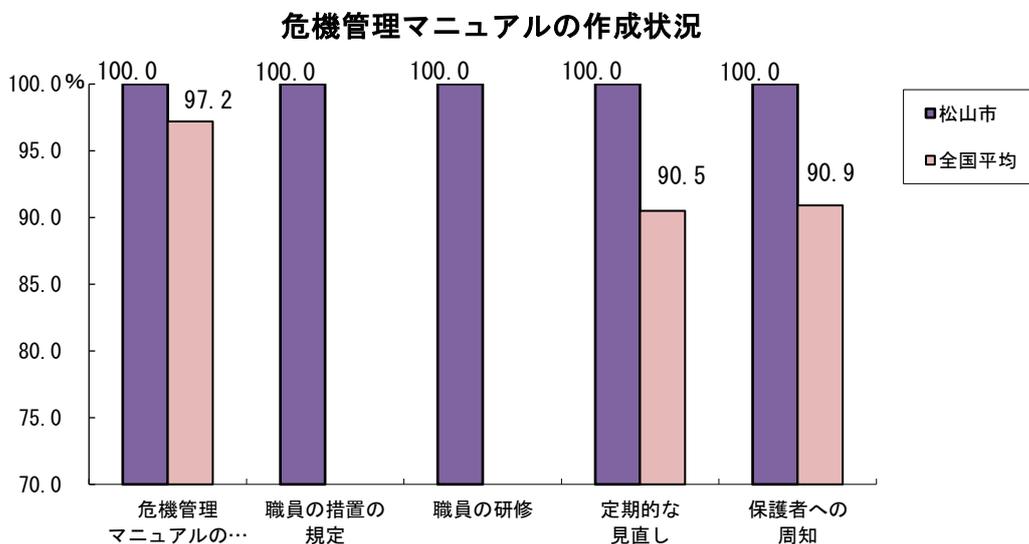
### 3) 危機管理マニュアルの作成状況

危機管理マニュアルについて、調査校に法第 29 条の規定に基づき、作成し実施しているか調査した。調査項目は、次のとおりである。

- ①危機管理マニュアルの作成
- ②職員がとるべき措置の具体的内容及び手順の定義
- ③職員の研修の実施
- ④定期的な見直しの実施
- ⑤マニュアルの中で警報時等の保護者の対応について、保護者への周知

調査の結果、危機管理マニュアルは、全ての調査校において作成されており、全て実施されていた。

危機管理マニュアルの見直しについて、県から危機管理マニュアルのチェックポイントが示され、教育委員会の指導のもと、各学校において手引きに基づいたマニュアルとなるよう大幅な見直しが行われている。



- 注) 1. 全国平均は、文部科学省の学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(平成 27 年度実績)による。職員の措置の規定、職員の研修は調査なし。  
 2. 松山市は、調査校(12校)の割合である。

### (2) 防災訓練の実施

防災訓練等に関して、調査校に対して調査した。調査項目は、次のとおりである。

- ①防災訓練(避難訓練等)の実施

- ②防災訓練（避難訓練等）の実施状況
- ③震度 5 強の地震（南海トラフ地震）を想定した避難訓練の実施
- ④教職員の役割分担の設定

調査の結果、全ての調査校において実施されており、防災訓練（避難訓練等）に消防署員、保護者、地域の自主防災組織が参加している学校があった。

また、防災訓練の内容について確認すると、全ての調査校において、地震の規模が、震度 5 強程度で南海トラフ地震を想定した訓練を行い、地震発生後、火災発生や津波発生を想定した訓練や小学校では、引き渡し訓練を行っていた。南海トラフ地震に備え、電車やバスの移動中の地震を想定し、教師、鉄道職員等の指示に従い、電車、バスから避難する訓練を行っている中学校が見られた。

加えて、愛媛県がえひめ防災週間にあわせて、地震発生時の安全確保行動の確認や防災意識の向上を図るため、県下一斉に実施した「シェイクアウトえひめ（県民総ぐるみ地震防災訓練）」に参加していた。

各学校とも状況に合わせ、教職員の指示や対応、児童生徒の動き等を詳細に示した避難訓練を実施していることが見られるが、様々な災害の発生と最悪の事態を想定し、安全に避難する方法や避難経路を確認するとともに、教職員の適切な判断ができるよう、日頃から高い防災意識を持つことが大切である。

### （3）防犯対策について

#### 1）防犯対策の設備等

調査校において、不審者対策のために備えている設備や備品は次のとおりである。

防犯のために備えている設備等

種 類		小学校	中学校
防犯監視システム	I 防犯カメラ	8 校	4 校
	II 警備会社の警備システム	8 校	4 校
通報システム	I 校内緊急通話システム	8 校	4 校
	II 警察との連絡システム	8 校	4 校
安全を守る器具	I さすまた	8 校	4 校

防犯監視システムについて、不審者の侵入・器物破損の発生を未然に防ぎ、安全を確保するため、ほとんどの小中学校に設置している。

防犯笛について、小学校の新入学児童及び転入学児童を対象に平成 30 年度は約 4,500 個配布している。

#### 2）防犯訓練の実施

防犯訓練は、全ての調査校において実施されていた。

内容について確認すると、小学校では、校内に不審者が侵入してきた時、児童は安全を確保しながら速やかに非難する方法を身に付ける。教職員は児童の安全を確保し、役割分担を確認するなど訓練を行っている。また、学校内での緊急放送にも細心の注意を払っている。

### 3 学校給食について

学校給食は、「学校給食法」第4条に「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」と定められており、同法第8条第1項の規定に基づき、定められた学校給食実施基準において、「適切な学校給食の実施に努めるものとする。」また、同法第9条第1項の規定に基づき、定められた学校給食衛生管理基準において「適切な衛生管理に努めるものとする。」とされている。

#### (1) 学校給食共同調理場の衛生管理

学校給食は、食育を通じて児童生徒等の健全育成を目指す学校教育の一環として重要な役割を担っており、より良い学校給食を実現することが求められている。松山市では、「よりよい学校給食推進実施計画」を策定し、学校給食が担ってきたこれまでの役割に加え、食育やアレルギー対応などの新たな取組に向けた具体的施策を示している。

衛生管理について、学校給食の安全性の確保を図るため、衛生管理の基本的事項を示した「松山市学校給食衛生管理基準」及び「学校給食衛生管理マニュアル」を策定している。

松山市学校給食衛生管理基準では、学校給食関係者が衛生管理における意識を共有するとともに、互いに連携・協力し、更なる安全性の確保を図るために、衛生管理の基本的事項を定めている。主なものは、次のとおりである。

- ①衛生管理体制
- ②調理従事者の衛生管理
- ③施設・設備の衛生管理
- ④調理機器・器具及び食器具の衛生管理
- ⑤使用水の管理
- ⑥食品の衛生管理
- ⑦下処理時の衛生管理
- ⑧調理時の衛生管理

北条学校給食共同調理場において、現地調査を行い、松山市学校給食衛生管理基準に規定された日常点検について、水質検査点検票、食品を点検するための検収表、調理機器・器具類の点検表、学校給食従事者の健康状態を点検する健康調査票等を確認したところ、適正に管理されていた。

#### (2) 食物アレルギー対応について

##### 1) 食物アレルギー対応の基本的な考え方

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての関係者が共通認識を持って、安全性の確保を第一とした実施体制を整え、組織的に対応することである。

松山市の食物アレルギー対応は、校内食物アレルギー対応委員会などで検討後、学校長の許可及び教育委員会の承認のもと決定される。

校内食物アレルギー対応委員会等において、食物アレルギーの対応について、学校給食提供内容や事故防止の方策、事故時の対応が確実に実行される体制づくり等について円滑に運営が図られるように協議、検討している。

## 2) 食物アレルギー対応の流れ

### ①希望調査

保護者に対して、「食物アレルギー等に関する調査について」を通知し、全児童生徒に対して希望調査を行う。

新入学児童生徒に対する希望調査は、入学説明会時に行うこともある。

年度更新制であるので、新規・継続・変更も同様の手続きを行う。

希望調査で、食物アレルギー対応を希望する場合は、学校生活管理指導表（診断書）を提出し、状況により面談実施の判断を行う。

### ②個別面接

提出書類を確認後、保護者と学校長、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等で個別面談を実施する。個別の症状等の特徴を聴取し、学校給食での対応等について共通理解を図る。

### ③除去食対応の承認

面談等を行った内容について、校内食物アレルギー対応委員会で除去食提供の新規・追加の対応について検討し、学校長の許可を得た後、新規申請者は食物アレルギー対応承認依頼書を教育委員会へ提出し、承認を受ける。

教育委員会の承認後、食物アレルギー対応決定通知書を保護者に送付する。

### ④情報の共有と共通理解

給食主任は、食物アレルギー対応者一覧（各学校毎）を作成して、調理場へ送付し、対応を依頼する。

食物アレルギー対応の取組について、一覧表をもとに、全教職員に周知徹底を図る。日々の対応については、学校、調理場、保護者等すべての関係者が受取方法、記録の取り方、関係書類の所在、食物アレルギー反応を起こした場合の対応等の共通理解を図り、安全性の確保を第一とした実施体制を構築した上で、食物アレルギー対応を実施する。

重篤な食物アレルギー反応（アナフィラキシー）の対応については、校内で必ず研修を行い、緊急の場合に備える。

### ⑤調理場での対応

栄養教諭・学校栄養職員は、食物アレルギー対応者一覧表、アレルギー食品表示献立表、食物アレルギー除去食メニュー等を作成する。実施内容については、安全性・衛生管理を十分考慮した内容になっているか調理場関係職員で十分協議した上で決定する。

### ⑥学校での対応

調理場から送付されたアレルギー食品表示献立表、食物アレルギー除去食メニュー、学校給食連絡票等の書類について、内容を確認した後、関係職員や保護者に送付する。

給食受け渡し室から児童生徒の喫食までの管理方法について全教職員が対応できる体制を作る。

該当児童生徒以外の児童生徒に対しても、食物アレルギー対応内容を理解させ、給食の時間等での協力体制がとれるように指導する。

### ⑦保護者への情報提供

給食主任・学級担任は、毎月アレルギー食品表示献立表、食物アレルギー除去食メニュー、学校給食連絡票等の書類について確認した後、保護者に送付し、控えを保存する。新規除去食申請者については、保護者に除去食提供開始日を知らせる。

### ⑧児童生徒別食物アレルギー対応

食物アレルギー対応を行っている児童生徒がいる学級担任は、アレルギー除去食等が確実に対象者に提供されているかアレルギー食品表示献立表等をもとに確認する。

給食受け渡し室で除去食を受け取った者（学級担任等）は、その名前と時刻を食物アレルギー除去食メニューに記入する。給食主任または担当者は、受け渡しが確実にできるように補佐し、対象者全員の対応の実施について最終確認する。

教室では、食物アレルギー対応の児童生徒の対応食以外の給食は、配膳中の混在を防ぐために、他の児童生徒より優先して配膳する。

保護者・学校・調理場が日頃から連携を図り、対応する。

全ての児童生徒が安心して楽しく給食を食べることができるよう、食物アレルギー対応について、個別に確認を行い、学校、調理場などが協力して、安全性の確保に徹底して努めている。

また、食物アレルギー対応の事故はあってはならないが、緊急時の対応においても対象児童生徒の情報をすぐに把握できるようにし、症状の度合いにより、迅速に対応する体制がとられている。

## (3) 給食における事故等が発生した場合の対応

先の衛生管理、食物アレルギー対応において、全てに徹底した管理がされていることは確認したが、そのような中でも異物混入等の事故が発生している。近年の事例について検証する。

### I 水道水の異常による調理中止について

平成 29 年 2 月 3 日金曜日、城北学校給食共同調理場と久枝学校給食共同調理場の同一敷地内にある上水道蛇口から、黒い異物が出ていると報告があり、暫く蛇口を開放し、様子を見たが完全に改善しなかったため、両調理場での調理を急遽、取りやめた。

2 月 7 日月曜日に城北学校給食共同調理場で、黒い異物とは別の異物がご飯に混入ありと報告がある。

黒い異物は分析の結果、プラスチックで、混入原因は場内の給水ポンプ 1 台の内部が一部摩耗し、施設内の配管に混入したものであった。

2 月 7 日の城北学校給食共同調理場での混入物質は鉄さび、ステンレスで、6 日に炊飯システムの点検清掃を行ったが、一部残余の物質が混入していたものであった。

施設に講じた対策は、2 月 11 日に給水ポンプ 1 台を本体ごと新品に交換、2 月 8 日に城北、2 月 9 日に久枝で炊飯システムの既存ストレーナーを交換し、給水配管に 2 か所新設した他、炊飯システムの給水配管をステンレス製に交換し対応している。

### II 異物混入について

平成 28 年 7 月 13 日水曜日、双葉小学校で提供した給食に針金状の金属が混入していた。翌日 14 日に生活衛生課によるパン製造業者、たちばな学校給食共同調理場の現地調

査を行っているが、調査の結果、両施設において金属異物との因果関係は特定できなかった。

### Ⅲ アレルギー源混入による提供中止について

平成 28 年 2 月 18 日木曜日、給食に使用する大豆に「そばの実」が混入していることが判明し、急遽、提供を中止した。混入原因は、納入業者による選別工程で混入した「そばの実」を取り除くことができなかったことによるものである。

これらの事案が発生した段階で、適した判断を下し、迅速に対応し原因究明に努めているものの原因が特定されていないものがあった。重大な事態とはなっていないが、今後も関係機関が連携して、学校給食の更なる安全確保を望むものである。

#### [参 考]

##### ○北条学校給食共同調理場の現地調査

平成 31 年 1 月 9 日に北条学校給食共同調理場の現地調査を行い、衛生管理、アレルギー対応等の状況を確認した。

#### <汚染作業区域>



#### <非汚染作業区域>



#### <調理作業>



#### <作業工程の説明>



## 要望事項

以上が、「市立小・中学校における児童生徒等の安全確保対策について」の概要である。今後の事務の執行に際しては、下記の事項に留意されたい。

### (1) 熱中症対策について

今年度は、7月中旬以降、気温の高い日が続き、全国的に熱中症の発症、死亡事故の増加に伴い、教育委員会では、各学校に対し熱中症事故の防止のため、教育活動全般において、天候、気温、活動内容、場所等の状況により活動を自粛することや状況に応じ変更すること、水分補給や休憩を励行することなどの安全指導を行っている。

また、設備面では、快適な環境で学校生活が送れるよう、今年度、全小中学校にエアコンを整備し、体育館に熱中症計を、屋外にミストシャワーを設置するなど予防に努めている。

しかしながら、学校において熱中症による救急搬送の事例も見受けられた。今後も地球温暖化の影響等により熱中症の増加が懸念されるため、より一層の熱中症対策に取り組み、発症後は適切に対応し、事故防止に努められたい。

### (2) 教育委員会と小中学校の連携・支援

危機管理に関する組織体制について、学校における危機管理体制は、各学校の実情に合わせ、教職員の役割分担が明確化されている。教育委員会では、学校を積極的に支援し、十分に対応できる体制を確立するため、教育委員会内の危機管理、関係機関との連携、地域との連携・協同、情報収集・提供などの支援体制を整えている。

しかしながら、緊急時に児童生徒が安全に避難できるよう迅速かつ的確な対応が重要であるため、教育委員会は、学校の避難訓練等に合わせ、実践的な態度や能力を養う連携した訓練の実施に努められたい。

### (3) 給食における事故等の対応

徹底した衛生管理、食物アレルギー対応を行っているにも関わらず、異物やアレルギー源の混入事故が発生しているが、発生時に適切な対応を行い、重大な事態とはなっていない。

しかし、事故発生時には、事故原因を究明し、再発防止策を協議、決定し改善することが重要であるが、原因が特定されていない事例も見受けられたことから、より安心・安全でおいしい給食が提供できるよう、チェック体制の強化を図るなど、今後も教育委員会と学校、調理場の関係各所が連携し、学校給食のより一層の安全性の確保に努められたい。

## むすび

今回の行政監査のテーマは「市立小・中学校における児童生徒等の安全確保対策について」である。法令等に基づいた学校安全計画や危機管理マニュアルの策定について、見直しや訓練等の実施、また、学校給食の衛生管理や食物アレルギー対応等について、監査を行った。

学校は、児童生徒等が生き生きと活動し、学習等に励む場所であり、安全を確保するための環境を整えることは不可欠であるが、近年は、従来想定されなかった「弾道ミサイル発射に係る対応」や「インターネット上の犯罪被害」などの新たな安全上の課題や学校管理下における事故、自然災害など多種多様な問題への対応が求められている。

現在、教育委員会では、国の手引に基づき、危機管理マニュアルの見直しを各小中学校に指示している。マニュアルが様々な災害等に対応し、学校の状況や地域の実情を踏まえた内容となるよう助言するとともに、マニュアルに沿った、訓練・点検等を実施し、「課題の抽出」「分析」「改善」を行っていくことが、今後においても非常に重要であることから、引き続き指導されることを望むものである。

また、学校は、児童生徒等の学習の場だけではなく、地域の中でも重要な役割を占めており、「地域に開かれた学校づくり」を推進し、地域ぐるみで安全に関する教育や活動に取り組むことも重要であると思われる。

今後も引き続き、児童生徒等が安心して学校に通うことができるよう、教育委員会は、学校が解決できない課題や関係機関との連携体制の整備等を行うことで学校を支援し連携して、より一層、学校安全対策に取り組まれることを望むものである。

